

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第39号

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則

秋田市医療法施行細則（平成 9 年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「

(4)	法第 8 条
(5)	

」 を 「

(4)	法第 8 条第
(5)	

」

1 項

に改め、同表中第25号を第27号とし、第11号から第24号まで

を 2 号ずつ繰り下げ、同表第10号中「又は助産所の開設者」を「もしくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう届」を「失踪届」に改め、同号を同表第12号とし、同表第 9 号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同表第11号とし、同表第 8 号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同表第10号とし、同表中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次のように加える。

(8)	政令第 4 条第 4 項	オンライン診療受診施設届出事項の変更届
-----	--------------	---------------------

第 2 条の表第 5 号の次に次のように加える。

(6)	法第 8 条第 2 項	オンライン診療受診施設設置届
-----	-------------	----------------

第4条第1号および第2号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。